# 相続登記(名義変更)が義務化されました!

3年以内に登記申請をしなければ、10万円以下の過料が科せられる可能性があります。

#### 相続登記を放置していた場合に被るデメリット

時間が経てば経つほど 相続関係が複雑になり 手続きが面倒になります。



名義変更が終わっていない 不動産は売却できません。 売りたいときに売れない 可能性があります。



これから発生する相続だけ ではなく、これまでに発生した 相続についても名義変更が 義務化されます。



これらが 相続トラブルにつながる可能性があります!

まずは専門家にご相談ください。

#### 生前の相続税対策

- 相続税がどのくらいになるか知りたい
- 今からできる節税対策を教えてほしい
- 不動産ばかりで相続税の納税資金が心配
- 一二次相続も考えた遺産分割について アドバイスがほしい

相続税の節税は長期的な対策が有効です。 今からできることを始めましょう。

### 相続税申告

- 相続税申告が必要かどうか判断してほしい
- 税務署から相続税についてのお尋ねが届いた。
- 有利な税制を活用したいので専門家に 依頼したい
- 税務調査のことについて知りたい

経験豊富な税理士が親身に対応いたします。 相続税申告のご依頼もお受けいたします。



税理士法人 日本会計グループ

税理士法人 日本会計相続センター/日本会計コンサルティング株式会社

東京都港区東新橋1-8-3汐留エッジ6階 TEL 03-5537-8808 FAX 03-5537-8809

#### お問合せ

#### 陽司法書士事務所

神奈川県川崎市中原区木月1丁目33-32 4階 代表司法書士 大西 陽子(神奈川県司法書士会) TEL 044-379-8717

相続の専門家がお悩みを解決いたしまる。

遺言書.

# 相続

相続手続

無料相談会

家族 信託

相続税

## 相続のご相談が急増しています!

相続の手続き・対策は他人事ではありません! いざという時のために備えが必要です。

開催日

12月

4金.5

9:00~17:00

事前予約制

お電話でお申し込みください

**.**044-379-8717

「新聞折込チラシを見た」とお伝えください 平日9:00~18:00

\_\_\_\_

陽司法書士事務所

神奈川県川崎市中原区木月1丁目33-32 4階

主催

陽司法書士事務所 【協賛: 税理士法人日本会計グループ】



東横線元住吉駅 徒歩1分

# 「相続」「生前対策」のこんなお悩み、ぜひ専門家にご相談ください。

## 相続について

#### 相続手続きの代行

- 相続人調査(戸籍収集)・法定相続情報一覧図 の作成
- 相続人間で決定した遺産分割内容を協議書 として作成
- 相続関係説明図の作成

相続人が必要な各種手続きをスムーズに進める ための各種資料の収集・作成サポートを行います。

#### 相続放棄・遺産整理支援

- 家庭裁判所への相続放棄申述書の作成 (提出は本人)
- 相続財産の調査・整理支援

相続トラブルを防ぎ、遺産を円滑に分配する ためのサポートを行います。

#### 各種相続手続きのサポート

預貯金の名義変更・解約手続きの書類作成

名義変更や解約等の相続に関する必要な手続きを スムーズに進めるためのサポートを行います。



# 生前対策について

#### 遺言書作成支援

- 公正証書遺言の作成サポート
- 法的に有効な自筆証書遺言の作成アドバイス、 法務局の「自筆証書遺言保管制度」利用支援
- 内容を秘密にしつつ法的効力を持たせる 秘密証書遺言の作成支援

遺言者の意思を法的に有効な形で残し、円滑な 相続の実現サポートを行います。

#### 財産管理・相続対策のサポート

- ●財産目録(不動産・預貯金・株式など)の作成
- エンディングノート作成支援
- 家族信託契約書の作成支援
- 尊厳死宣言書・任意後見契約の作成支援

生前の財産整理や相続準備を円滑に進める ためのサポートを行います。

# こんな場合は「遺言」を残しましょう!

- □ 子供がいないので財産は配偶者に 全て渡したい
- □ 子供間に経済的な格差がある
- □ 相続をめぐって親族が争ってほしくない
- □ 特定の相続人に財産を残したい
- □ 再婚など、家族構成に複雑な事情がある
- □ 遺産を社会や福祉のために役立てたい
- □ 遺産のほとんどが不動産だ

# 遺言を利用した 生前対策が有効です

家族間での相続争いは年々増加しています。 「後悔しない遺言」を作成するための サポートをいたします。

公正証書遺言

自筆証書遺言

証人立合い

遺言執行

#### ご相談の事例紹介

#### ●実家の名義変更をしたい

父が亡くなり、実家の名義を母に変更したいのです が、どのような手続きが必要ですか?

<男性 会社員(62歳)>

#### ●遺産分割協議書の作成とは?

兄妹 3人で相続することになりましたが、話し合い で合意した内容を正式な書類にしたいです。

<女性 主婦(34歳)>

相続登記のためには、相続人の確定や必要書類の準 備が必要です。戸籍謄本、遺産分割協議書、固定資産 評価証明書などを揃えた上で、法務局へ登記申請を 行います。当事務所では、書類の収集から登記申請ま でサポートいたします。

遺産分割協議書を作成し、全員の署名・実印押印を 行うことで、正式な合意書類となります。

当事務所では、法的に有効な遺産分割協議書を作成 し、不動産の相続登記も併せてサポートいたします。

#### ●相続放棄の手続きとは?

父が亡くなりましたが、借金があると聞きました。 相続放棄をしたいのですが、どうすればよいです か?

#### ●遺言書の検認手続きとは?

亡くなった母が自筆で遺言を残していました。どの ような手続きが必要ですか?

<男性 自営業(65歳)>

相続放棄は、相続開始を知った日から3 か月以内に 家庭裁判所へ申述する必要があります。

当事務所では、相続放棄申述書の作成、必要書類の 収集をサポートし、スムーズに手続きを進めるお手伝 いをいたします。

自筆証書遺言は、家庭裁判所で『検認手続き』が必要 です。当事務所では、家庭裁判所への申立書作成、必 要書類の準備をサポートし、遺言が適切に執行され るようお手伝いします。